

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」 デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認申請書（様式第1号）」を大阪府健康医療部保健医療室医療対策課（以下「医療対策課」という。）へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 大阪府内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(使用承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (2) 大阪府の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) デザインを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (5) その他、知事がデザインの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用(変更)承認書（様式第2号）」をもって行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による承認をしたときは、当該申請を行った者に対し、デザインのデータを提供するものとする。なお、データの提供を受けた者は、使用目的の終了後、自己の責任において、そのデータを消去しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第5条 データの使用期間は、使用承認の期間内とする。ただし、この期間は、申請をした年度の3月31日までとする。年度を越えて使用を希望する場合は、翌年度4月1日に改めて、申請をしなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、改変しないこと。
- (4) 使用する事業等において、営利を目的としないこと。

(承認内容の変更の申請)

第7条 デザインの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認変更申請書(様式第3号)」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用(変更)承認書(様式第2号)」をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(使用承認の辞退)

第8条 デザインの使用承認を受けた者が、承認後、デザインの使用について辞退する場合は、承認日、承認番号及び辞退理由を添えて知事へ提出(様式任意)すること。

(承認の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該デザインの使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び承認の内容に違反していると認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- 2 前項の承認の取消しは、「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認取消書(様式第4号)」をもって行う。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、デザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

2 デザインの使用承認を受けた者が、デザインの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、知事は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(実績報告の提出)

第11条 デザインを使用する者は、使用目的が終了したときは、承認に係る物品等の完成品及びその使用実績に関する「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用実績報告書（様式5号）」を速やかに医療対策課へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(所管する課)

第12条 この要綱に基づくデザインの使用承認に係る事務は、医療対策課において処理するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年12月17日より施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

様式第1号（第2条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認申請書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

(名称及び代表者名)

下記により、大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクターを使用したいので申請
します。

記

1 使用希望デザイン（希望する番号に○をつけること（複数可）。）

(1)マウテ君（正面） (2)マウテ君（正面 バイキン無し） (3)手洗い (4)うがい

2 使用目的

3 使用方法

4 使用期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 連絡先

(1) 担当者氏名

(2) 電話番号

(3) デザイン送付先メールアドレス

6 添付書類

様式第2号（第3条、第7条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用（変更）
承認書

平成 年 月 日

（申請者） 様

大阪府知事

平成 年 月 日付けに申請のあった、「マウテ君」デザインの使用（変更）につきまして、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）「マウテ君」デザイン使用（変更）承認申請書の申請どおりに使用すること。
- （2）大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用取扱要綱の内容を遵守すること。

2 承認番号

号

様式第3号（第7条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用変更申請書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

(名称及び代表者名)

平成 年 月 日付け承認番号
とおり変更したいので申請します。

号で承認を受けた内容について、下記の

記

(変更内容)

様式第4号（第9条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認取消書

平成 年 月 日

（申請者） 様

大阪府知事

平成 年 月 日付け承認番号 号で承認した「マウテ君」デザインの使用（変更）につきまして、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 取消理由

様式第5号（第11条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用実績報告書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

(名称及び代表者名)

下記のとおり、大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクターを使用したもので報告
します。

記

1 使用方法（該当する番号に○をつけること。）

(1)ポスター・チラシ作成

(2)雑誌掲載 (雑誌名:)

(3)グッズ作成 ()

(4)ホームページ掲載 (ホームページアドレス:)

2 数量（1(1)～(3)の場合）

3 配布先（1(1)～(3)の場合）

4 使用期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 添付書類